

当会会員宅へのけん銃発砲事件に関する会長声明

本年5月11日未明、当会会員の自宅に銃弾が撃ち込まれるという事件が発生した。

群馬県警はけん銃発砲事件として捜査しており、事実関係については今後の捜査を待つところであるが、弁護士業務に関連する事件である可能性が高い。

かかる犯罪行為は、当会会員及び近隣住民に対して重大な危険を及ぼす凶行であるとともに、これが弁護士業務に起因する犯行であったとすれば、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士業務及び司法制度、法秩序に対する重大な挑戦であり、許し難い暴挙である。

当会は、本件に関する捜査の推移を重大な関心をもって見守り、かつ、かかる卑劣な暴力には決して屈することなく、毅然と対処し、弁護士の使命である社会正義の実現と基本的人権の擁護のために全力を尽くす決意である。

2011（平成23）年5月19日

群馬弁護士会 会長 小淵 喜代治